

宮原小学校 学校再開時及び再開に向けたガイドライン

令和2年5月25日

氷川町立宮原小学校

I ガイドライン作成にあたって

児童及び教職員の命・健康を守ることを第一に考え、その上で教育活動を行っていくために必要な考え方をより具体的に示し、全校として共通認識・共通理解のもと、適切な指導等を行っていくために、文部科学省及び熊本県教育委員会より示された「教育活動の再開に関するQ&A」や「学校再開に向けた段階的な教育活動再開に関する考え方」等を基に、本校独自のガイドラインを作成する。

II ガイドラインの期間

基本的には1学期末までとする。

しかし、概ね向こう3週間を目安として、その時の状況を鑑み、その都度、見直し、加筆修正等行っていく。

第1次 5月25日（月）～6月12日（金）

第2次 6月15日（月）～7月 3日（金）

※7月4日（土）に土曜授業を行う場合は4日（土）までとする。

第3次 7月 6日（月）～7月24日（金）

第4次 7月27日（月）～

III 学校再開時の基本的認識

- (1) 3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場を避けることはもちろんであるとともに、1つ1つの条件が発生しないようする。
- (2) 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策及び学校医等を連携した保健管理体制の整備などの万全な感染症対策を行う。
- (3) 学校教育活動においては、基本的に、通常マスクを着用する。児童には、マスクに記名をさせるようにし、マスク着用の意識を高める。
- (4) 児童には、1日に複数枚のマスクを用意させ、マスクの衛生を保たせる。また、使用済みのマスクは、ビニール袋等に入れて持ち帰るようにさせる。
- (5) 児童の席の間の可能な限り距離を確保（おおむね1～2メートル）及び、対面とならないような形で教育活動を行う。
ソーシャルディスタンスの確保が難しい3年、5年、6年生は、通常教室と隣接教室の2教室を使い、教育活動を行う。その際、児童だけの活動にならないようにする。担任等及び支援員で2つの教室を指導する。
- (6) 教職員も、密になる状況をつくらないように努める。（職員室、休憩室）
- (7) 職員朝会や会議、校内研修等も効率よく行い、密にならないように努める。

IV 具体的留意事項

1 健康把握

- (1) 家庭と連携し、毎朝の検温や風邪症状の確認を行うとともに、家庭でそれらを確認できなかった児童については、登校時、教室に入る前に、職員室前で検温を行う。
- (2) 児童は、健康チェック表に毎朝体温等を記入し、担任に提出する。
- (3) 朝から体調が悪い児童は、保護者に連絡し、迎えに来てもらう。
- (4) 教職員も毎朝の検温・健康確認を行い、記入する。
- (5) 児童及び教職員の健康チェック表は提出後、1ヶ月保管する。

2 換気・手洗い等

- (1) 手洗いは、様々な場所にウイルスが付着している可能性があるため、外から教室等に入る時やトイレの後、給食の前後など、こまめに手を洗うように指導する。
- (2) 手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導する。
- (3) 顔洗いは、必要に応じて行うように指導する。
- (4) 換気は、気候上可能な限り常時、可能であれば2方向の窓を同時に開けて行う。
- (5) エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気を行う。
- (6) 体育館のような広く天井の高い部屋でも、人の密度が高い状態では換気を行う。
- (7) 換気は、感染症防止の観点から重要であり、人の密度が低い状態でも換気に努める。

3 消毒

- (1) 児童の机は給食前に必ず消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行う。4時間目終了頃、養護教諭が、消毒用具を配付して回る。使った用具は、昼休みに、担任が保健室に返却する。
- (2) 給食台は、給食前と給食後に必ず消毒液を使用して清掃を行う。
- (3) 多くの児童が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ、水道など）は、1日1回以上、消毒液を使用して清掃を行う。学校完全再開後の放課後の消毒は、地域の方の協力をお願いする。
- (4) 通常教室の机・椅子及び教室内のスイッチ等は、毎日、担任が消毒する。
- (5) 図書室は、1日1回以上、消毒液を使用して清掃を行う
- (6) 音楽室、理科室は、使用頻度に応じて、1日1回以上、消毒液を使用して清掃を行う。
- (7) パソコン室は、使用した学年の担任が、消毒液を使用して清掃を行う。（机・椅子・キーボード・マウス等）

4 授業に関すること

(1) 基本的な考え

○各教科等の指導について、感染症対策を講じてもなお感染の可能性があるため、実施することができない学習活動は、当分の間、以下のようなものとする。

- ・音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動
- ・家庭科における調理等の実習
- ・体育科における児童が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動
- ・児童が密集して長時間活動するグループ学習
- ・運動会や学習発表会、修学旅行など児童が密集して長時間活動する学校行事

(2) 実技を伴う体育の授業における留意点

- ア 一斉臨時休業及び春季休業期間において、運動不足となっている児童もいると想定し、当面、体育の授業開始時には準備運動を十分に行う。
- イ 個人や少人数で、密集せず距離を取って行うことができる運動をする。
- ウ 可能な限り授業を屋外で実施したり、児童が密になる場면을避けたりする等の工夫を行う。
- エ 用具を使用する前に消毒したり、授業の前後に手洗いを徹底したりするなど、感染拡大防止のための防護措置等を講じる。
- オ 特に熱中症対策に十分配慮すること。
- カ マスクの着用について
 - ・屋外での活動において、児童間に十分な距離を取っている場合は、マスクの着用は不要とする。
 - ・体育館等の屋内での活動においては、換気を適切に実施し、かつ、児童間に十分な距離を取っている場合は、マスクの着用は不要とする。
 - ・マスクを着用して激しい運動をすると熱中症のリスクが高まることや酸素欠乏状態になる恐れがあることから、マスクを着用して体育の授業に参加する児童がいる場合は、運動量が過多にならないようにすることや体調のチェックをこまめに行う。
- キ 当面は感染リスクの高い三つの条件が重ならないような活動を行うこと。
- ク 着替えの際に、長い時間、密閉・密集・密接状態にならないようにする。
- ケ 水泳の授業に関しては、文部科学省及び熊本県教育委員会の通知文に則り、対応する。

(3) 自立活動における留意点

学校再開ガイドラインに示す感染症対策を講じた上で、以下のことに留意する

○指導内容によっては、近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等の対応が取れない場合、または、教師と児童の接触や児童同士の接触が不可避な場合等があるこ

- とから、指導計画や指導方法の見直し等を行う。
- やむを得ない場合は一層の感染症対策を講じた上で指導を行う。

(4) その他の留意点

ア 学校内で共用される用具や備品について

- ①学校では様々なものを共用しており、用具や物品の共用を避けることができれば避ける。
- ②共用の教材、教具、情報機器などを適切に消毒する。
 - ・共用の教材、教具、情報機器などを触る前後で石けんでの手洗い・除菌行為を徹底する。触る前での手洗い・除菌行為ができない場合は、事後の手洗い・除菌を徹底する。

イ 学校図書館の利用について

- ・貸し出し等は、計画に沿って行う。その際も、お互いが密接しないようにする。
- ・調べ学習等で利用する際は、人数等を考慮するとともに、可能な範囲で、児童だけにならないようにする。

5 登下校時に関すること

1 登校時の留意点

- (1) 集団登校とする。家を出るときに、マスクを着用する。
- (2) 集合時間に合わせて家を出るように心がけさせ、集合場所での密集を少なくする。
- (3) 歩く時の距離は、安全確保のため通常の距離とする。
- (4) 昇降口での密集を避けるため、基本的には靴箱に各学年1～2名程度とする。
- (5) 昇降口で、各自が手指消毒を行い、検温忘れの場合は職員室前で検温をする。

2 下校時の留意点

- (1) 昇降口での密集を少なくするために、教室から出るときに工夫等をする。
- (2) 下校時もマスクを着用させる。
- (3) 友だちと下校するとき、密接での会話はできるだけ控えるように指導する。
- (4) 下校時は、各学年での下校とする。

6 給食時間に関すること

- (1) 給食当番はもとより、児童全員が食事の前の手洗いを徹底する。
- (2) 児童の机は、給食前に毎日消毒する。

- (3) 給食台は、給食前と給食後に毎日消毒する。
- (4) 会食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしない。また、会話を控えるなどの対応を行う。
- (5) 給食受け庫が密集しないように、低学年の食器等は1階の多目的室に事前に出しておく。また、受け庫での取り出しがスムーズにできるように、人数等の工夫を行う。
- (6) 給食時間を5分間長くする。
- (7) 給食当番の受け庫での号令は、先頭の児童だけが行う。
- (8) 配膳の仕方は、各学級の実態に応じて工夫をする。
- (9) 食後の水道付近での密集をできるだけ少なくするために、当面は、おぼんと牛乳パックは洗わず、家庭科室に運ぶ。地域の方の協力をお願いする。
- (10) 歯磨きは、食べた児童から行う等、密集にならない工夫を行う。
- (11) 歯ブラシ・コップは、袋に入れ、机の横にかけさせる。週末は、自宅に持ち帰らせ、袋の衛生を保たせる。

7 休み時間に関すること

- (1) 屋外で遊ぶことを推奨する。
- (2) 固定遊具で遊んだ場合は、その後の手洗いを徹底する。遊具を触った手で、目や口、顔を触ったり、汗を拭いたりしないようにする。
- (3) 基本的には、ボールを蹴ったり、鬼ごっこをしたりして遊ぶのは可とする。必要以上にお互いが接触しないように、事前に指導する。
- (4) 屋外で遊ぶ場合は、マスクは着用しない。マスクを着用して遊ぶ場合は、酸素欠乏症や熱中症に気をつけさせる。
- (5) 昼休みの体育館使用も利用し、運動場での密を少なくする。
- (6) 学級あそびを設定する学級での遊びは、担任の判断とする。
- (6) 慣らし登校期間中は、登校後の屋外遊びは控える。
- (7) 6月1日以降は、外遊びの児童の石けんでの手洗い・消毒の徹底のための時間の確保として、予鈴を8時10分に鳴らす。
- (8) 昼休み後の石けんでの手洗いの徹底のための時間の確保として、予鈴を掃除開始の10分前に鳴らす。

8 掃除の時間に関すること

- (1) バケツを使用するときに、密集しないように注意する。
- (2) 友だちの机を運んだり、ほうきを共有したりするので、掃除後の石けんでの手洗いと手指の消毒を徹底する。
- (3) 当面の間、児童用トイレの清掃は職員で行う。

- (4) 掃除の反省会は、当面の間、行わない。
- (5) 掃除後の掃除後の石けんでの手洗いと手指の消毒のために10分間の時間を確保する。

9 その他

- (1) 昇降口や階段での密集を少なくするため、3年生と5年生は通常は西階段を利用する。4年生と6年生は東階段を利用する。給食室等に行く場合は除く。
- (2) 冷水機周辺での密集と共用を避けるために、必要に応じて水筒の持参を可とする。その際、水筒のコップの共用や回し飲み等は絶対に行わないように十分指導を行う。
- (3) マスク着用、手洗いの励行、ソーシャルディスタンス等の「新しい生活様式」を児童自身に意識させ、日常化を図っていくために、「宮っ子の新しい生活の仕方」を作成する。
- (4) 体験活動は当面の間は控え、単元配列上、必要不可欠の活動においては、感染防止のための十分な対策を講じて行う。その際、活動日の2週間程度前には、管理職に相談する。
- (5) 異学年交流は、当面の間控える。
- (6) クラブ活動は、1学期の間は行わない。
- (7) 委員会活動は、感染防止のための十分な対策を講じて行う。
- (8) 1学期は授業参観・懇談会は行わない。
- (9) 必要不可欠のPTA活動においては、感染防止のための十分な対策を講じ、短時間で行う、多くの人を集めない等の工夫を行った上で、実施する。